あいぎんキッズクラブ 会員規約

第 1 条（名称）

本クラブは「あいぎんキッズクラブ」と称します。

第 2 条（目的）

本クラブは、次世代を担う子どもたちに、金融教育をはじめとする多様な学びや体験の機会を提供し、子どもたちの健やかな成長を支援することを目的とします。

第 3 条（活動）

本クラブは、前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

(1) 各種イベント等の企画・実施

(2) 各種イベント等の情報提供

(3) その他、本クラブの目的達成に必要な活動

第 4 条（適用範囲）

1. この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社あいち銀行（以下「当行」といいます。）が組織・運営する「あいぎんキッズクラブ」（以下「本クラブ」といいます。）の会員に適用されます。
2. 本規約のほか、当行が本クラブに関して定める規約、ルール、案内等（当行の公式ホームページへの掲載、郵送その他の方法により提供するものを含みます。）は、本規約の一部を構成します。
3. 本規約と前項の規程、ルール、案内等の内容が異なる場合は、当行が別途定める場合を除き、本規約が優先するものとします。

第 5 条（会員資格）

1. 次の各号のすべての要件を満たすお子さまであって、当行が入会を認めた方をいいます。

(1) 当行の営業区域内に居住する満 18 歳未満のお子さまであること

(2) お子さま本人および親権者のうち少なくとも 1 名が、それぞれ本人名義の当行の普通預金口座を保有していること

(3) 前号の親権者が、あいぎんアプリの利用登録をしていること

(4) 親権者が本規約に同意し、当行所定の手続により入会を申し込んでいること

2. 会員は、お子さま一人につき一人とします。同一のお子さまによる複数の申込みがあった場合、当行は、当該申込みの全部または一部を無効とすることがあります。
3. 未成年後見人が選任されている場合、その他特別な事情がある場合は、当行が認めたときに限り、第 1 項の規定にかかわらず入会を認めることがあります。

第 6 条（特典）

1. 当行は、会員に対し、本クラブが開催する各種イベントへの参加等の特典を提供します。
2. 当行は、各種イベント、キャンペーン等において、臨時に特典を提供することがあります。

3. 特典を利用できる方は、会員およびその家族とします。ただし、家族の範囲その他の利用条件は、各特典について当行が別途定めるものとします。
4. 当行は、特典の内容を変更、追加または終了することがあります。

第 7 条（会費）

会費は無料とします。ただし、イベントの内容によっては、会員またはその親権者に実費を負担していただく場合があります。その場合、当行は、事前に負担の内容および金額を案内します。

第 8 条（届出事項の変更）

1. 会員またはその親権者は、当行に届け出た氏名、住所、メールアドレスその他の事項に変更があった場合、すみやかに当行所定の方法により変更手続を行うものとします。
2. 前項の変更手続が行われなかったことにより、当行からの通知または書類等が到着しなかった場合、当該通知または書類等は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、当行の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りではありません。

第 9 条（退会および会員資格の喪失）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失し、退会するものとします。
 (1)満 18 歳に達したとき
 (2)第 5 条に記載の会員資格を満たさなくなったとき
2. 会員は、親権者が当行所定の方法により退会を申し出ることにより、任意に退会することができます。
3. 会員またはその親権者が第 17 条に定める表明・保証に違反した場合、当行は、当該会員を退会させることができます。
4. 会員またはその親権者が、本規約または当行が本クラブについて別途定めるルールに違反した場合、当行は、当該会員を退会させることができます。
5. 前二項に基づき退会させる場合、当行は、当該会員またはその親権者に事前に通知するものとします。ただし、緊急を要する場合その他当行が通知を行うことが適切でないと判断した場合は、事後の通知とすることがあります。

第 10 条（譲渡等の禁止）

会員は、本クラブの会員としての地位または本規約に基づく権利を、第三者に譲渡、貸与し、または使用許諾してはならないものとします。

第 11 条（規約の変更）

1. 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を変更することがあります。
 (1) 本規約の変更が会員の一般の利益に適合するとき
 (2) 本規約の変更が本クラブの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的であるとき

2. 当行は、本規約を変更する場合、変更内容および変更の効力発生日を、事前に当行の公式ホームページへの掲載その他適切な方法により周知します。
3. 変更後の本規約は、前項に定める効力発生日から適用されるものとします。

第 12 条（本クラブの終了）

当行は、都合により本クラブの運営を終了することができます。この場合、当行は事前に当行の公式ホームページへの掲載その他適切な方法により周知します。

第 13 条（個人情報の取扱い）

1. 当行は、会員およびその親権者の個人情報を、当行が別途定める「お客さまの個人情報のお取扱いについて」に記載する利用目的・利用範囲に加え、次の目的で利用します。
 (1) 本クラブの運営および関連イベントの実施
 (2) 会員向けイベントその他本クラブに関する案内
2. 当行は、個人情報を、法令および当行が別途定める個人情報保護に関する方針に従って取り扱います。

第 14 条（個人情報の取扱いの委託）

1. 当行は、本クラブの運営およびサービスの提供に必要な業務を第三者に委託することがあります。
2. 当行は、業務の委託に必要な範囲で個人情報を委託先に取り扱わせることがあります。この場合、当行は、委託先を適切に選定し、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。
3. 本条は、個人情報保護法その他の法令上必要となる第三者提供に関する本人同意等を不要とするものではありません。

第 15 条（準拠法および合意管轄）

1. 本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
2. 本クラブの運営に関して紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条（安全の確保および責任）

1. 本クラブが実施するイベントに参加する会員の安全は、会員の親権者が責任をもって確保するものとします。親権者は、イベントへの参加にあたり、当行から案内される注意事項を会員に遵守させるものとします。
2. イベント中または移動中に事故、トラブルその他の損害が発生した場合の責任については、事故等の内容および当行の関与の有無を踏まえ、法令に従って取り扱うものとします。
3. 当行の故意または過失により会員またはその親権者に損害が生じた場合の当行の責任は、法令に従うものとします。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員およびその親権者は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。
 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）
 (2) 自らまたは第三者の不正の利益を図る目的、もしくは第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、暴力団員等に関与していると認められる関係を有すること
2. 会員およびその親権者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 (1) 暴力的な要求行為
 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 (5) その他前各号に準ずる行為
3. 会員またはその親権者が本条に定める表明・保証に違反した場合、当行は、第 9 条に基づき会員を退会させることができます。

第 18 条（お問い合わせ先）

本規約または本クラブに関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

あいぎんキッズクラブ事務局（あいち銀行 営業戦略部 地域共創グループ内）
電話：052-262-9537

2026 年 11 月 13 日 現在